

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康管理(健康増進) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、健康増進事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和5年8月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導等の各種健康づくりのための事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1) 検診及び健康診断の結果の記録管理に関する事務 (2)健康相談、訪問指導及びその他保健指導に関する事務 (3)健康づくり事業対象者の把握及び記録管理に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び 別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 102の2項、別表第二省令 第50条 【情報提供の根拠】 別表第二 102の2項、別表第二省令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康あゆみ課
②所属長の役職名	健康あゆみ課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康あゆみ課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I. 5. ②所属長	長寿健康課長 小池 弘紀	長寿健康課長 菅野 由美	事後	
平成29年6月15日	II. 1対象人数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	II. 2取扱者数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年4月1日	【I 関連情報】 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職	①長寿健康課 ②長寿健康課長 菅野 由美	①健康あゆみ課 ②健康あゆみ課長	事後	
平成30年4月1日	II. 1対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II. 2取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II. 1対象人数	平成30年4月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II. 2取扱者数	平成30年4月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策	記載なし	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和2年10月19日	I - 7 - 請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年10月19日	II - 1. - 時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月19日	II - 2. - 時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和3年8月20日	II - 1. いつ時点日欄	令和2年10月1日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	II - 2. いつ時点日欄	令和2年10月1日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和4年2月28日	I - 1. ①事務の名称	成人検診 事務	健康増進事業の実施に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I-1. ②事務の概要	健康増進法に基づき、市町村が実施した健康診査、がん検診等の情報を管理する	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導などの各種健康づくりのための事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1)検診及び健康診断の結果の記録管理に関する事務 (2)健康相談、訪問指導及びその他保健指導に関する事務 (3)健康づくり事業対象者の把握及び記録管理に関する事務	事前	
令和4年2月28日	I-2. 特定個人情報ファイル名	1. がん検診結果、2. 健康診査結果	健康増進事業情報ファイル	事前	
令和4年2月28日	I-3. 個人番号の利用	・番号法第9条 第1項 別表第一の76の項	番号法第9条 第1項 別表第一 項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事前	
令和4年2月28日	I-4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月28日	I-4. ②法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	
令和4年2月28日	II-1. いつ時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年2月28日 時点	事前	
令和4年2月28日	II-2. いつ時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年2月28日 時点	事前	
令和4年6月17日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	番号法第19条第8号 及び別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 102の2項、別表第二省令 第50条 【情報提供の根拠】 別表第二 102の2項、別表第二省令 第50条	事後	
令和4年6月17日	II-1. いつ時点日欄	令和4年2月28日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	II-2. いつ時点日欄	令和4年2月28日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和5年7月7日	II-1. いつ時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和5年7月7日	II-2. いつ時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	